

令和4年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和4年12月7日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時06分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和5年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症への対応について
（資料2，資料2別添1，資料2別添2）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料3）
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について（資料4）
- 徳島県立東部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料5）
- 「徳島県水道広域化推進プラン（素案）」の概要について（資料6，資料6－1）

谷本政策監補

この際、6点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和5年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針でございます。

危機管理環境部におきましては、資料上段の目指すべき方向性に記載しております目標の達成に向け、危機管理、環境、生活の3分野を中心に、ポストコロナ新時代創造に向けたGX・DXの実装による施策展開により、最下段にありますように、「誰一人取り残さない！持続可能で強靱な社会の実現」に取り組んでまいります。

具体的な取組といたしまして、中段左側、危機管理分野につきましては、まず、災害列島を迎え撃つ強靱とくしまの推進としまして、個々の被災者の課題に対応するためのきめ細やかな支援など、官民連携による被災者支援体制の構築を図るとともに、DXを活用した災害廃棄物仮置き場等の確保など、迅速な復旧に向けた事前復興の推進に取り組んでまいります。

次に、危機事象対応力の強化としまして、新型コロナをはじめ、新興感染症などに備えた感染対策と社会経済活動の両立に引き続き取り組むとともに、市町村等との連携による様々な危機事象への即応体制の強靱化に努めてまいります。

次に、消防力の充実・強化としまして、消防団員の人材育成や女性、若者等の加入促進による地域防災力の強化を図るとともに、訓練や資器材配備による消防の災害対応力の充実、強化に取り組んでまいります。

次に中央、環境分野につきましては、まず、グリーン社会実現への脱炭素ドミノの展開としまして、県有施設への自家消費型太陽光発電の率先導入やP P A等初期投資低減化モデルの普及、地域ポテンシャルを生かしたエネルギーについてもその導入を促進し、2030年度の電力自給率50パーセント超えの実現に向けた取組を強力に進めるとともに、水素モビリティの導入拡大や2025年大阪・関西万博等に向けた水素社会実現への機運醸成など、究極のクリーンエネルギー、水素の実装に取り組んでまいります。

次に、徳島の豊かな自然環境の保全としまして、自然を生かした豊かな社会の実現に向けた生物多様性とくしま戦略の強化を図るとともに、水質が良好であり、多様な生物が生息できるとくしまのS A T O U M I や市町村、N P Oなどとの連携による海洋環境保全対策の推進に取り組んでまいります。

次に、安全・安心な生活環境の保全としまして、市町村の早期の復旧・復興に向けた災害廃棄物処理体制の強化支援を図るとともに、気候変動の要因となる環境汚染物質などに対する監視、検査体制の強化に取り組んでまいります。

最後に右側、生活分野につきましては、まず、S D G s 達成に向けた消費者行政、消費者教育の飛躍としまして、大阪・関西万博に向けたA S E A N諸国などとの連携による国際拠点化を加速するとともに、全世代への消費者教育など、消費者庁と連携した全国を牽引する消費者行政・消費者教育徳島モデルの推進や、若い世代のアイデアを活用した未来型エシカル消費の推進加速に取り組んでまいります。

次に、人、動物、環境の健全な社会の実現としまして、ワンヘルスの実践に向けた県民への理解促進による動物由来感染症の対策強化や動物愛護推進員やボランティアの育成と連携による人と動物が共に暮らせる徳島づくりの加速に取り組んでまいります。

次に、食、くらしの安全・安心の強化としまして、食品表示の監視徹底とH A C C Pの推進による食の安全・安心の確保に努めるとともに、高齢者の交通安全対策をはじめ、安全・安心な県民生活の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前委員会で御報告させていただいた以降の動きについて、御説明いたします。

第8波に突入したとも言われております全国的な感染拡大は、一時よりも増加の速度が緩やかになっているとの指摘がなされているものの、東日本を中心に高い水準の感染が継続しております。

加えて、関西圏などでは、季節性インフルエンザ増加の兆しも見られており、新型コロナウイルス感染症との同時流行にも警戒する必要があります。

こうした中、11月25日に開催されました政府対策本部会議において、基本的対処方針が変更され、従来のレベル分類をオミクロン株に対応した4段階からなる新レベル分類に見直すとともに、各段階に応じた協力要請、呼び掛けを行うことが盛り込まれました。

こうした動きを受け、県では、去る12月2日に県対策本部会議を開催し、専門家会議の御意見を踏まえ、とくしまアラートを資料2別添1にありますように、国の新レベル分類に合わせて改定するとともに、同日18時をもって、レベル2・感染拡大初期に位置づけております。

あわせて、特に年明けにおける各施設へのウイルス持込みを防止するための高齢者施設

等の職員や新規入所者を対象に週3回実施している集中的検査の実施期間延長，児童等利用施設の職員や学校教職員を対象とした週3回の集中的検査の再実施とともに，各種無料検査の実施期間延長など，年末年始の人流増加による感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行に備えた対策を決定したところであります。

今後も気を緩めることなく，感染防止対策と社会経済活動維持との両立を図るため，しっかりと取り組んでまいります。

次に，資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況についてでございます。

1，帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については，2万659名の検査を終え，これまでに77名の陽性を確認しております。

2，飲食店に対する抗原定性検査については，延べ1,712店舗からお申込みを頂き，コロナ対策三ツ星店は703店舗となっております。

資料4を御覧ください。

徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画は，災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となるものであり，防災機関がとるべき具体的事項などを定めた計画であります。

今回の主な修正・追加項目といたしましては，2，1）国の防災基本計画を踏まえた修正につきまして，まず，避難情報の適切な発令のための取組として，気象防災アドバイザーなどの専門家の技術的な助言等の活用，また，要配慮者への取組として，医療的ケアを必要とする者への配慮，さらに防災意識の普及・啓発として，学校における消防団員等が参画した体験的，実践的な防災教育の推進などについて明記いたしました。

次に，2）県施策の推進に伴い，まず，官民連携の被災者支援体制の構築として，被災状況やニーズの情報集約による支援の迅速化，また，災害時のペット同行避難対策として，動物救援本部の設置及び体制の整備，さらに災害時快適トイレ計画の推進及び安否不明者等の氏名等の公表を追加しております。

今後，議会での御論議を踏まえ，徳島県防災会議に諮り，決定してまいります。

資料5を御覧ください。

徳島県立東部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

徳島県立東部防災館については，10月28日から募集要項等を配布し，指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところ，去る12月5日の申請書類の受付終了までに，募集要項配布団体数は2団体，現地説明会参加団体数は4団体あり，申請団体数は1団体でございます。

今後，指定管理候補者選定委員会における審査を経て，12月下旬に候補者を選定し，2月定例会に議案として提出したいと考えております。

次に，資料6を御覧ください。

徳島県水道広域化推進プラン（素案）の概要についてでございます。

1，この徳島県水道広域化推進プランは，水道事業の経営基盤の強化策としまして，広域化に向けた方向性を示すものであります。

2，現状と将来見通しにおきまして，県内事業者の大多数が小規模事業者であり，給水人口の減少，また更新需要の増加などにより，経営体制の確保が厳しい状況となっております。

ます。

一方、3、広域化のシミュレーションと効果につきましては、施設の共同整備、共同利用、事務の広域的処理、経営の一体化など検討した結果、それぞれ記載の効果が見込まれる状況でございます。

4、今後の広域化に係る推進方針等につきましては、まずは、事務の広域的処理を推進し、施設の共同化や経営統合につきましては引き続き情報共有するとともに、中長期的に検討することとしております。

詳細につきましては、資料6－1を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議やパブリックコメント、検討委員会の御意見を踏まえ、今年度中の策定に向け取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

コロナのことからお尋ねします。

今、報告で区分の見直しということを言われましたけれども、政府のほうで新型コロナを二類相当から五類に見直すという議論が動いています。今、例えば無料検査をやっています。それから集中検査みたいなものを行っています。これが見直されたら、県の体制とか取組とかというのは、どんなふうに変わってくる可能性があるのかというのを教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、コロナにつきまして、感染症法上の分類見直しがなされた場合には県の体制はどうなるのかという御質問を頂きました。

令和元年12月に発生が公表されました新型コロナウイルス感染症につきましては、県内で初の感染者が確認された令和2年2月25日に知事を本部長とする徳島県危機管理対策本部を設置いたしました。その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された同年3月26日から、同法に基づいて徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部へと改め、その後、今日に至るまで全庁を挙げた取組を進めているところでございます。

去る12月2日に感染症法、正式名称は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律でございますが、こちらが改正されました。この改正附則におきまして、新型コロナウイルス感染症の同法における分類の見直しを速やかに検討する旨が明記されており、政府におきまして、分類見直しに向けた議論が本格的に開始されていると認識しております。

感染症法そのものにつきましては、所管は保健福祉部でございますが、この感染症法におきましては、様々な感染症を重症化リスクや感染力に応じて一類から五類の5種類に分類して、講じるべき措置を細かく定めているところであります。新型コロナウイルスにつきましては、一類から五類とは別の新型インフルエンザ等感染症という独立したカテゴリーに位置付けられております。

この独立したカテゴリーは、結核等と同じような2番目に嚴重な二類相当に準じた位置付けがされておまして、現在治療費は公費負担となっています。

新型コロナにつきまして、二類相当から五類に見直された場合には、現在、発熱外来などに限られております新型コロナウイルスに関する診療が、特定の医療機関ではなくて一般の医療機関で受けられるという形で広がってまいります。

また、今は簡素化されていますけれども、感染者の把握方法につきましても、全数把握が季節性インフルエンザと同じように定点把握という抽出的な把握となるなど、保健医療現場の負担は軽減されるものと期待されております。

ただその場合、治療費の自己負担の問題、あるいはワクチン接種の自己負担の問題とかがありますので、そこをどうするかというのが、今、注目を集めているところであります。

去る12月2日に記者会見の場で加藤厚生労働大臣が、コロナ分類そのものは当面維持しつつ、専門家の意見も聞きながら、公費負担の在り方も含め、総合的に検討を進めてまいりたいと発言されておまして、本県といたしましても、今後の動向を注視してまいります。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、政府の対策本部は新型コロナ等の病状の程度が季節性インフルエンザに感染した場合とおおむね同等以下であることが明らかになったとき、あるいは国民の大部分が免疫を獲得したこと等により、新型コロナ等が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を厚生労働大臣が公表するときなどに廃止されます。

同法によりますと、政府の対策本部が廃止されたときには、都道府県知事も遅滞なく都道府県対策本部を廃止することになっておりますので、政府対策本部会議が廃止されれば、今の本県の新型コロナウイルス対策本部会議も解散する形になるかと思えます。しかし、まだ感染症法上の分類見直しが行われた場合に、直ちに政府が対策本部を廃止するかどうかはわかりませんので、それまでは当面、県対策本部会議は維持させていただき、全庁的な対応を進めていきたいと考えております。

ただし、分類見直しが行われれば、当然県に求められる感染症対策は異なってまいります。したがって、コロナ対策を所管している担当部局における対策、コロナに対応するための体制の変更は、多少なりとも必要になってくるものと思われます。

先ほど委員から御質問いただきましたPCR検査や無料検査につきましては、財源的に新型コロナの臨時交付金を使っていることもありまして、国の制度設計にも影響されるところであります。その辺は必要性を再度勘案した上で、見直しを考えていく必要があると思えます。そういったことにつきまして、県対策本部を所管しております危機管理環境部としても、関係部局としっかりと連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。本部が解散されたり、各種の施策が見直されるというのは当然予想されるわけなんですけれども、やはり県民の不安が残っているような状態でそうになってしまうと問題であろうと思います。政府の議論も慎重にやっていただいているんだろうと思います。

ただ一つ、見直しされたらこうなる、これでいいですねという説明、情報を県民、国民に提供し、その合意の下でやってもらいたいと私は思っています。それがいつの間になくなっちゃったというのでは、今まで何だったんだという不安だけが残るじゃないですか。

マスクだって必要なのか必要でないのか。お上のやることは上で決まってしまうと、十分判断材料が提供されないまま、言われるとおりにやっているというのでは、県民にとったら納得いかないと思います。そこら辺の広報はしっかりやっていただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

それから、もし普通のインフルエンザみたいになったとしても、今、政府が危惧しているように、また強毒性の株が出てくるかも分からないし、新型鳥インフルエンザみたいなものだって発生するかも分かりません。今回の大きなパンデミックを踏まえて、同じようなことが起こった場合にも備えられる体制をどう作っていくか。何をレガシーとして残していくかということが非常に重要だと思います。

それについても、まとめ役であるこちらの部のほうで全体の集約をして、今後の対策に生かしていくということが必要だと思うんです。例えば大塚議員が本会議でおっしゃいましたけれども、やはり日本全体で感染症に対する治療体制というのは弱いんです。専門病院が要るんじゃないかという提案もなさいましたけれども、専門医がもっと確保されなくちゃいけないんじゃないか。いざというときにはちゃんと隔離される施設をすぐに用意できるようにすることが大事だと思います。

ちなみに、こちらのほうで聞いても分からないかもしれませんが、参考に聞いておきたいんです。昨日たくさんの方が感染しましたが、亡くなった人の感染場所、それから高齢者とか施設内で亡くなった人の数とかは把握されていますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、亡くなった方の情報について御質問いただきました。

申し訳ございませんが、私どものほうでも公表されている情報以外のことは情報共有しておりません。

扶川委員

本会議でも高齢者が安心して入院できる体制が求められていると議論しましたけれども、いろんな人からそう言われています。

私の知り合いも先週一人亡くなりました。20年来寝込んでおられた人が手術のために入院した先でコロナに感染しまして、10日以内に亡くなったものですから、コロナ死にカウントされました。80代以下なんですけれども、そういうことがありました。やはり今の段階でコロナにかかる命を落とす人があるわけです。

政府でも致死率がインフルエンザ並みに下がっているというような分析をしていますけれども、高齢者に関して言えば、この頃亡くなっているのはほとんどが80代でしょう。だから施設内で亡くなっている人たちも結構いると思うんです。

もちろん所管は保健福祉部になるんでしょうけれども、高齢者を守ることが命を守ることにつながるわけですから、全庁的な会議の中で、どう守っていくのかということにスポットを当てて、命を守っていただきたいと思います。これも要望しておきたいと思います。

何かコメントがあったらお願いします。

永戸危機管理政策課長

最近お亡くなりになる方がかなり出ております。お亡くなりになられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。

コロナ感染症に対する医療的な対策、福祉的な対策につきましては、とくしま感染症・疾病予防対策センター、いわゆる徳島版CDCのほうでしっかりと対応しているところであります。引き続き、県民の皆さんの健康、命、生命を守るために、当部もしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

扶川委員

次に、再生可能エネルギーの地産地消の関係でお尋ねします。

P P Aとかリースモデルとか屋根貸しということで、先般説明がありました。登録業者数がそのときは二つだったと思うんですが、現時点での実績とか登録業者数とか利用者数とかを教えてくださいませんか。

原グリーン社会推進課長

ただいま扶川委員から、P P A事業者登録の関係で御質問いただきました。

当初、事業者登録数が二つであったのが、今幾つになっているかということにつきましては、現状2社のままで、県内に事業所を置く業者となっておりまして、

実績につきましては、数件以上が契約できていると聞いております。具体的な数字は持ち合わせておりません。

扶川委員

これは一見、すごく良い制度に思うんです。

一方で、県内の8市町で住宅用太陽光発電の補助があるんですけれども、例えば徳島市の場合なんかだとリースと併用できないと、補助のほうは9月何日でもう一杯になって打ち切られています。

もっとP P A、リースモデル、屋根貸しについて進むのかなと思ったんですけれども、課題があるとしたらどういうところにあるんですか。

原グリーン社会推進課長

ただいまP P Aとかリースモデル導入の課題ということで、御質問いただきました。

現在、非常に電力料金が高騰しているということで、我々としても、PPA及びリースモデルの導入については、追い風が吹いていると認識しております。しかし、やはりウクライナ情勢といったことで、資材等も高騰している面から、当初よりそのリース代とか電力料金が上がっているというところが課題ではないかと考えております。

扶川委員

何とか一気に進めていかないといけません。例えば新築時に太陽光発電を設置している割合なんかも把握されていますか。

原グリーン社会推進課長

すみません、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、ZEHにつきましては、県版のロードマップでも数値目標を掲げておりますので、ある程度進んでいると認識しております。

扶川委員

本当はZEHがいいんですけれども、とにかく家を建てるときには、少なくとも太陽光はほとんど負担なく載せられる仕組みにして、新しく造られる建物の屋根は太陽光でどんどん覆われていくというくらいやっていいと思うんです。何でそうならないのかというのが不思議なんです。

市町村がやっている助成というのは結構利用されているようですから、やはり戦略的に進めようと思ったら、8自治体だけじゃなくて、全ての自治体でそういう補助金ができるいいだろうし、県がやっているリースモデルだって、もう少し弾力的に考えて、市町村と協議して並用できるようにしたっていいじゃないですか。

とにかく、設置者に負担が掛からなくて、リースする業者もそれなりの利益が上げられて、どんどん進むという仕組みにしないと、まだ手を挙げる業者が二つしかなくて、数件程度の実績では、形だけで終わってしまうと思います。そのあたりはどのようにお考えですか。

原グリーン社会推進課長

もっとPPAについて導入を進めていくべきではないかという御意見、御要望を頂きました。

補助金等の仕組みづくりにつきましても、今後、市町村と担当者会等を開いたときに御意見も聞きながら、県民の皆様が導入しやすいような制度設計ができたらと考えております。

すみません、先ほど設置率ということで、資料を持ち合わせていないということだったんですけれども、令和4年3月末現在で、本県におきましては約10パーセントの設置率となっております。

扶川委員

10軒に1軒ということで、やはり少ないです。

これからウクライナみたいなことがあったら、ロシアからガスを買わなくちゃいけない。そのために、もしロシアに対する制裁をためらってしまうなんていうことになれば、このエネルギーの問題というのは世界情勢にも影響を与える問題です。

ドイツなんかもガスが人質に取られている。それをLNGのタンカーの輸入で乗り切ろうとしていますけれども、自然エネルギー、再生エネルギーを一気に拡大していくというのは、本当に待ったなしだと思うんです。

だから今おっしゃっていただきましたけれども、市町村との連携を含めて、県としてもしっかりお金を使って進めていく値打ちがある問題だと思います、その点は強く意見を申し上げたいです。是非よろしく願いしたいと思います。

企業局のほうでありましたけれども、古い県有施設の上に太陽光を載せていくというのはなかなか難しい面もあるのかも分かりません。しかし、新しい施設を造るときには絶対にこれを外しては駄目です。だから新ホールには何で載せないんだとやかましく言ってきたわけです。そういう観点で取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから6月10日の消費者・環境対策特別委員会で私がお尋ねしたときに、県が設置補助金として、新築時に設置する太陽光発電から蓄電池まで入れた補助金を出しているという答弁があったんですが、その後説明を受けるのを忘れておりましたので、本当にそういうものがあるのか教えてください。

原グリーン社会推進課長

ただいまZEHの補助金について御質問いただきました。県ではZEHの補助金を設けておりまして、昨年度は14件の利用実績がございます。

扶川委員

これは太陽光発電の設置じゃなくて、ZEHですか、ゼット・イー・エイチの話ですか。分かりました。

未定稿の議事録を頂いたときに設置となっていましたので、一般的な設置について補助金があるのかなと勘違いしましたけれども、ZEHなんですか。

原グリーン社会推進課長

設置に対する補助金は、今、県のほうでは設けておりません。

扶川委員

難しいですね。文字起こしをしたときにZEHが設置に聞こえたんですね。

今申し上げたように、設置の補助金も含めて、是非、県として市町村がやっていないところも引っ張っていくように設けていただきたいと思います。これも要望しておきたいと思います。

次に、小水力についてお尋ねします。阿南高等専門学校と連携して小水力の普及を進めておられるということですが、どのような取組をしているのか現状を教えてください。

原グリーン社会推進課長

阿南高等専門学校との取組については、今、資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

扶川委員

アスティとくしまに展示してあるものを見に行ったんですけど、そのときに、阿南高等専門学校の先生とお会いしてお聞きしたことの 하나가、農業用水の活用が有望なはずだということです。それができたらいいなと思います。農業用水で発電が可能なのところがどのくらいあるのか、調査や把握は今なさっていますか。

原グリーン社会推進課長

可能性調査は当課のほうでは実施しておりません。県では平成24年3月に自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定して、メガソーラーをはじめとした自然エネルギーについて、これまで自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金や低利の融資制度などの支援制度によりまして、導入推進に取り組んでいるところでございます。

とりわけ、小水力発電は河川の水を貯めることなくそのまま利用する発電方式で、一般的に出力1,000キロワット以下のものがございます。環境負荷が少なく、自然条件によらず安定した発電が見込め、豊富に存在する地域資源の活用、それから災害に強いまちづくりにするなどの利点があり、高い有用性が認められているところでございます。

今年度におきましても、県の補助金等を活用しまして、つるぎ町で小水力発電の施設が稼働しているところでございます。

扶川委員

お尋ねした農業用水の可能性調査についてもう1回お答えください。

福山委員長

小休します。（11時43分）

福山委員長

再開します。（11時43分）

扶川委員

農業用水の活用による小水力発電の可能性調査とかというのはなさっていますか。把握されていますか。

原グリーン社会推進課長

持ち合わせている資料の中では、水土里ネット那賀川南発電所1号機というのが実証を終了しているところでございます。これは阿南市的那賀南岸土地改良区の事業でございます。

扶川委員

実際やれているところもあるわけで、恐らくこれから取り組めるところもたくさんあると思うんです。調査されていないのであれば、是非、全県の可能性を把握して、可能性のあるところにはどんどん促進していただきたいんですがいかがですか。

原グリーン社会推進課長

関係部局と連携しまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

扶川委員

それと、陸上の風力発電についてもお尋ねしますけれども、現在の設置状況とか発電量、それから県内の可能性なんていうのは分かっていますか。

原グリーン社会推進課長

ただいま、陸上風力発電施設の導入実績について御質問いただきました。

一つは平成21年2月から稼働しております大川原ウインドファーム、それから本年8月10日にユーラス上勝^{しゅん}神山ウインドファームが竣工^{しゅん}しまして、営業運転が開始されているところでございます。

この8月に稼働しましたユーラス上勝神山ウインドファームの風力発電につきましては、出力が2,300キロワットの風車が15基ございまして、最大3万4,500キロワットの出力でございます。

扶川委員

風力発電というのはすごい力を持っています。ただ、6月10日の消費者・環境対策特別委員会で吉田委員が、再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準について、太陽光に続いて風力でも早く作ってほしいという質問をなさいました。私も賛同します。

それを早くやらないと、どこが適地なのか、どこに可能性があるのかということがなかなかきちんと定まらないんじゃないかと思います。これについて今、検討状況はどうなっていますか。

原グリーン社会推進課長

ただいま扶川委員から、風力発電に関する配慮基準の進捗ということで御質問いただきました。

6月の委員会でもお答えしましたが、陸上風力につきましては、環境アセスメントの面とかから中止になっているケースもあり、直ちに風力発電に係る配慮基準を作るところで進めてはおりませんが、委員の意見も踏まえまして、そういった風力発電のポテンシャルがあるようなところを調査というか情報収集しまして、配慮基準についても研究してまいりたいと考えております。

扶川委員

是非進めていただきたいと思います。適地が見つかり、しかも環境配慮基準というのを作って、住民に納得いただける仕組みができれば、まだまだ可能性があるんじゃないかと私は思います。

その際、できればですけども、県内の資本による風力発電というのを進めていただきたいんです。エネルギーの地産地消、経済的にも地域に還元していく仕組みというのは非常に重要ですので、取り組んでいただきたいと思います。

時間が余らないので次に行きますけれども、メガソーラー、メガまで行けない太陽光発電、それから風力、水力といろんなパターンがあると思います。今、申し上げましたが、これが県内の資本で建設されて、その電力が地域で使われるというような仕組みが、エネルギー効率からしても、経済的に一番いいのは言うまでもないわけです。

それで6月10日の消費者・環境対策特別委員会で太陽光発電の促進地域についてお尋ねしたところ、地域の住民や団体も有識者、それから県も参加した実行計画協議会で、地域経済へのメリット、地域との共生が議論され、合意形成がされるであろうということを御答弁いただきました。

今、実行計画協議会がどこでどのように開催されているか、実情を教えてください。

原グリーン社会推進課長

ただいま、市町村の実行計画協議会の関係で御質問いただきました。

2050年カーボンニュートラルを実現するための2030年度目標、温室効果ガス排出量2013年度比50パーセント削減の達成に向けましては、市町村の取組が極めて重要であると考えております。

委員お話しの実行計画協議会につきましては、市町村が設置する地域の住民や団体、それから有識者、行政機関等、様々な関係者で構成されております。再エネ施設を導入する場合に、地域の環境保全への配慮、それから地域経済へのメリット、委員がおっしゃるエネルギーの地産地消や地域の防災力の向上、それから雇用の創出等について協議会の場で理解を深めて、円滑な合意形成を図ることを目的としてございます。

県内でございますが、実行計画協議会が作られておりますのは、北島町と阿南市でございます。県としましては、オブザーバーという立場で参加いたしまして、技術的な助言を行っているところでございます。

扶川委員

この実行計画協議会というのは、実際に太陽光発電所が造られようとしたときに設置されるものなんですか。

原グリーン社会推進課長

ただいま、実行計画協議会はどういう場合に作られるのかという御質問でございます。

これは太陽光発電を設置する場合、促進区域を設定する場合に設置されるだけのものではございません。いろいろな市町村等が、区域施策編という実行計画を作る際に、有識者と地元の方から御意見を聞くという仕組みのものでございます。

扶川委員

そうであれば、全ての市町村で開かれて、太陽光発電なり促進区域の設定なりがされて、進められていくべきだと思います。まだ2か所にとどまっているというのは不十分だと思うんですが、どのように促進していくのか、課題は何なのか、教えてください。

原グリーン社会推進課長

実行計画協議会の件で御質問いただきました。

来週12月14日に市町村との担当者会議を開く予定でございます。環境省の中国四国事務所の方にも来ていただいて、その場でも市町村の脱炭素化に向けた取組等の協議の場を持つようにしてございます。そういったところで、協議会の設立についても市町村にお話ししていきたいと考えております。

扶川委員

あと4分なので、食品ロスの問題をお尋ねします。

コンビニで出る弁当やおにぎりなんかの食品には、賞味期限や消費期限の前に販売期限というのが設けられていて、一部が従業員に食べてもらっているほか、大半が焼却され、せいぜい肥料、飼料としてリサイクルされる活用になっています。

これを生活困窮者なんかの支援に使えればいい。実際、アメリカやフランスなんかでは、フードバンクや施設への寄附が進んでいるというようなレポートを読みました。

アメリカには、善意の寄附に対しては事故が起きても責任を問わないという法律があるそうですが、日本にはそういうものはない。その中で食中毒なんか出したら大変なんだということで慎重になるのは分かるんですけども、それにしても、膨大な量の弁当とかおにぎりなんか捨てられている現状というのは、絶対に見過ごせないと思います。何とかここを克服して、食品ロスを減らしていく必要があると私は思います。

そこで行政がしっかりと関与して、腐らないように回収しようと思えば、例えば冷凍庫、そういう車を持って行って、その場で冷凍させてしまえば傷みません。下手すると何箇月でももちます。食べたことがありますけれど、おにぎりなんて半年ぐらいもつんです。

そういう配慮、車なんかを用意してくれれば回収も可能なんじゃないかということもコンビニの経営者なんかとの間で話し合いされたというレポートも読みました。

県行政としても、これからこの問題の研究をして、何とかコンビニから大量に排出される食品ロスの利活用ができないか。コンビニに限りませんけれども、どのようにお考えか教えてください。

原グリーン社会推進課長

ただいま扶川委員から、コンビニ弁当などの食品ロスについて御質問を頂きました。

弁当や調理パン、総菜、生菓子類など、品質が急に劣化しやすいものにつきましては、消費期限、すなわち食べても安全な期限が表示されております。消費期限が定められている食品につきましては、コンビニでは廃棄物の発生抑制に向けまして、店舗ごとの売上動向、それから天候など様々な情報を分析して、発注の適正化を行っています。加えて、店

舗での売れ残り商品を削減する取組として、販売期限が迫った商品の値引き販売の推進、それから包装技術の向上により長持ちする密閉容器での消費期限の延長など、様々な取組が進められているところでございます。

事業者は経営努力に加え、食品ロスの削減にも積極的に取り組まれている中、消費期限のある商品の提供については食品衛生法上の課題もあると考えられます。

食品ロスの削減につきましては、県、市町村、事業者、消費者等のあらゆる主体が連携して、それぞれの立場でこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であります。県としましても、今後も環境教育や広報啓発活動を通じまして、県民の食べ物を無駄にしない意識の醸成、定着を図り、食品ロスの削減にしっかりと取り組んでまいります。

福山委員長

扶川委員、まとめてください。

扶川委員

消費期限、賞味期限、確かにあるんですが、コンビニはそれが切れる前に捨ててしまいます。それが切れたものは絶対に置けませんから、少し前にのけてしまうんです。ちょっとタイムラグがあるんです。まだ食べられるんです。

それを生かそうと思えば、先ほど申し上げたような冷凍車であるとかの工夫をすれば大丈夫なんです。もうこれは民間に任しておける問題じゃないので、そういう仕組みも真剣に考えていただいて、行政が関与してでもやっていただきたいということを申し上げて終わります。

福山委員長

午食のため休憩いたします。（11時58分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

私のほうから3点ですけれど、質問させていただきます。

さっき、扶川委員が再生可能エネルギーのことについて質問されておりました。正に私もそのとおりだなと思っております。集中的にお金を使わないといけないし、タイミングを逃したら駄目というお話だったように思います。

先週の金曜日だったと思うんですけれど、朝刊に隣の高知県が環境債を発行するということが出ておりました。これはいいことだなと私も思いました。

それで、ちょっと電話を掛けて調べてみたら、50億円規模くらいの第1回目の債券を出すという話でございまして。これについては直接は財政課の話になってくると思いますので、早速、財政課を呼んで、こんなんしているらしいっていう話をしたら、そうなんで

す、50億円ぐらいでこんなふうにやっていますとちゃんと分かっておりました。こんなのがあったらいいのになって言って、そうですなって言って、それで説明は終わりましたが、環境に関してはグリーン社会というところで、この委員会の中身の話でございます。

原課長にお尋ねしたいんですけれど、環境に使える県債ということで、やはり動きを作っていく中で予算を確保するというお話はとても大事なことで、ある程度あれば先も読めていくということなんです。財政ではありませんけれど、環境という名前を冠に頂いてる部局として、環境債についてどのようにお考えになっているかということをお尋ねいたします。

原グリーン社会推進課長

ただいま黒崎委員から、環境債のことについて御質問を頂きました。

環境債、グリーンボンドと呼ばれておりますが、企業や地方自治体等が太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入による温暖化対策事業、それから生物多様性保全などの環境対策事業、グリーンプロジェクトといったものの調達資金の用途を限定して発行される債券のことでございます。

新聞報道によりますと、グリーンボンドにつきましては東京都、神奈川県、それから長野県などが既に導入している状況であります。委員お話しのとおり、高知県が四国の自治体で初めて、2023年3月に環境債を50億円、5年債で地元企業や投資家に向けて発行すると、去る11月30日に発表したところでございます。

グリーンボンド、環境債でございますが、これはグリーンプロジェクトへの民間資金の導入拡大をして、温室効果ガスの削減や自然資本の劣化防止に資するというような、地球環境の保全への貢献、県民の皆様のグリーン投資への興味、また自らが預金投資した資金の使途への関心向上につながります。また、経済全体のグリーン化に貢献するというグリーン投資に関する県民の皆様への啓発、更にはグリーンプロジェクトの推進によるエネルギーコストの低減、地域活性化、それから災害時のレジリエンス向上に貢献するという社会経済問題解決への貢献といった環境経済面をはじめ、持続可能な社会の構築につながるなどのメリット等が考えられております。

このようなことから、本県におきましても、県版・脱炭素ロードマップに掲げます2030年度目標、温室効果ガス2013年度比で50パーセント削減、それから自然エネルギー電力自給率50パーセント超の達成に向けまして、環境債発行をはじめ、財源の確保は極めて重要であるということから、今後、担当部局と検討してまいりたいと考えております。

黒崎委員

県民に買っていただくわけですから、債券を発行するということは県民の関心を環境に対してぐっと引き付ける作用があるのかなと思っております。

県は県で様々な役割を担っているわけでございます。県民にそれにどう参加していただくかということの一つの手法であると私も思っております。これはやってみようかという方向で是非とも県庁を挙げてお考えいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、事前委員会でもお話ししましたワカメの偽装なんです。県は行政罰としてちゃ

んと決まりがあつて、それはそれで結果を出すということでございます。

先週、徳島県が県警に訴えた、告訴したということでございます。刑事罰として警察の捜査が既に入っていると思います。しかし、前にも申しましたが、いかにも優し過ぎるんです。私も若干じゃなくてちゃんとダメージが必要なんだろうなって思います。こんなことは二度とやったらいかんなと思ってくれるような罰にしていかなければいけないと考えております。そう考えているのは私だけじゃなくて、ほかの県議会議員もそうお考えになっていると思います。

これについて、ゆとりがあるのかどうなのかももう少ししっかりと考えていただく。この部局だけじゃなくて、ほかの部局とも相談ということにもなるんでしょうけれど、筋道をちゃんと立てて、偽装の防止というスタンスでもう一回積極的に行政罰を考えてみるのか。そのあたりのことはいかがでございましょうか。

都築安全衛生課長

ただいまワカメの産地偽装について御質問いただきました。

今回、ワカメ加工品原材料の原料原産地の不適正表示事案に対しまして、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、11月17日に指示、公表を行ったところであります。その後、事前委員会での御議論や行為の悪質性、また鳴門わかめブランド等を含めた社会的影響を考慮しまして、食品表示法第19条違反として、11月29日に徳島中央警察署に告発を行ったところであります。

今後は警察捜査に全面的に協力いたしますとともに、11月17日に指示しました項目につきまして、県に報告を求めているため、事業者に対しまして進捗状況について指導を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の事業者は製造者や加工者ではなく、個人の中卸業者であり、現時点までの調査において食品衛生法に規定する営業許可届出の対象外であり、徳島県食品表示の適正化等に関する条例に規定する特定食品製造事業者の届出に対しても対象外となっております。

しかし、今回のような産地偽装疑い事例が発生した際には、国、他都道府県を含めて綿密に連携し、生産者から消費者、販売されるまでの全ての食品関連事業者に対しまして、帳簿類の確認や立入検査を実施することから、全国どこで産地偽装した食品を販売したとしても、我々監視機関の目からは逃れられないことが実証できた事例であると考えております。

今後とも県内外におけるワカメを中心とした県産食品の科学的産地判別分析を行うとともに、徳島食品表示Gメンによる徹底した監視活動により、産地偽装の抑止力を高めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

今、課長におっしゃっていただいたのは、抑止力を高めていって、結果的に偽装をやめさせていくという方向に意識を向けていくというお話だと思います。

ただ、それで全てが終わるのかどうかというところについては、また同じことが繰り返される可能性もあるので、関係部局が全部寄って、もう一回一から再度お考えいただきたい

と思います。こう言ってもなかなか分かりましたという答えは返ってこないのかも分かりませんが、やっぱり迷惑を被るところには一手に迷惑が掛かるんです。一生懸命にやっているところほど迷惑が掛かってきます。

それともう一つは、鳴門わかめが最初の徳島県のブランド商品であるということを考えれば、ブランド品目に対して大事にしていけないといけないという部分でございまして、何とかもう一回検討をしていただきたいということを要望しておきます。是非ともよろしくお願いいたします。

それと、今日は上水道の水道の広域化の推進の説明がございました。水道の広域化推進プランについて説明があったので、その概要について少しお伺いしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま、水道広域化推進プランについて御質問いただいております。

市町村の行う水道事業につきましては、人口減少による料金収入の減少、老朽施設や災害対策による更新需要の増大、また水道技術職員の減少による水道サービスの低下などが懸念されており、健全で安定した水道事業の運営体制の構築が急務となっております。

このような状況の下、国におきまして水道事業の基盤強化を目的とする水道法の改正が行われ、その中で広域化推進が明記され、県が推進役として位置づけられたところであります。これに伴い、広域連携方針等を定めたプランの策定要請が国から県になされたところであります。

これを受けまして、今回策定する水道広域化推進プランにつきましては、水道事業の広域化を進捗させるため、将来の財政シミュレーションや施設の共同化、事務の広域的処理などによる効果を示して県における今後の推進方針を定めるものであります。

広域化により施設の維持管理費、更新需要の削減や運営の効率化を図り、さらに国の交付金活用や人材共有による技術力の補完など、財政面、運営面などでの基盤強化が期待できると考えており、水道事業者間の広域化の推進を積極的に支援してまいりたいと考えております。

黒崎委員

施設の共有化、共同化というお話が出てまいりました。これについては、北島町と鳴門市が上水道の取水の部分で施設を共同化して使うという方向性でやっております。

これについて、効果がどの程度のものなのか、こういった効果が考えられるのかということもお尋ねしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま、鳴門市と北島町の共同浄水場について御質問いただきました。

鳴門市と北島町の浄水場は旧吉野川の対面に位置しております。双方の老朽化や耐震性能に課題があったため、浄水場共同化の方向性について合意し、令和8年度の供用開始に向けて事業が進められております。

事業効果としましては、単独整備するのに比べて約17億円の工事費削減効果が試算されており、さらに二つの浄水場を一つにまとめるため、将来の維持管理費の削減効果も見込

まれております。

なお、本事業では鳴門市側浄水場を新設し、北島町側は改修後、配水施設として利用されると聞いております。このような施設の共同化は経費削減効果が大きく、一例として今回のプランにも掲載しておりますが、各事業者間の施設の更新のタイミングでありますとか、そもそも施設の位置関係に大きく左右されることがありますので、まずは市町村間における施設の将来設計などについての情報共有に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

それぞれの市町村が持っている施設によって更新のタイミングが違うということなどが障害になってくることもあり得るということです。それぞれの市町村で事情があるということもあるけれども、全体的に考えれば経費の節減とか、あるいは人員の配置とかということにはプラスになっていくと考えてよろしいですか。

これは水道料金の話なんですけれど、フランスが一時、水道事業を全部民間にしてみようんだということで検討して動き始めたところ、やっぱり不都合があって、また公共がやることになったということなんです。やっぱり日本でも今は夜中に何かがあったら、来てくれるのは市役所の職員さんでなくて水道屋さんが来てくれるということがほとんどになっております。どこまで県の職員さんがやるのかというふうな話もあるんですけど、基本の部分はしっかりと公共がまとめていかないといけない話だと思います。

今回の広域化については、慎重に進めていかないといけないのですが、ペアになる行政同士、利益が出てよかったなというようなプランでないといかんのかなと私も思っております。県としては、それぞれの事情が違う市町村を束ねて、どんな形で進められていくのかということを最後にお伺いしたいと思っております。

都築安全衛生課長

ただいま、今後の進め方について御質問いただいております。

水道事業は地域特性や施設整備状況、また委員お話しのとおり水道料金にも差があることから、現在県内3ブロックに分けた水道広域連携検討会を開催しております。その成果として今年度から複数事業者での次亜塩素酸ナトリウムと水道メーターの共同発注が開始されており、これをきっかけにして、まずは共同発注や営業業務の広域化など、事務の広域的処理から推進し、施設の共同化などにつきましては、先ほど説明したような課題もあることから、今後、各事業者間での情報共有や中長期的な方向性を検討会の中で議論してまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かりました。しっかりと進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

元木委員

消費者教育の推進についてお伺いさせていただきます。

食品表示適正化基本計画案では、消費者教育の推進に関し、関係団体と連携して栄養成

分表示などの活用に向けた効果的な取組により、消費者自らが自分の健康状態などに応じた適切な商品選択ができる実践力を育み、消費者の健康増進につなげるということであります。

とりわけ、先ほどのワカメの問題にも関連しますが、栄養成分表示の徹底とともに、消費者である県民が栄養成分についての正しい知識を持ち、主体的に判断して消費行動に移すことができれば、消費者が産地ブランドやエコなどの情報に惑わされずに適切な商品を選択できるのではないかと考えます。

ついては、まず食品表示の適正化に関し、食品に表示されている成分表示の意味を県民が理解し、自律的かつ合理的な判断が行えるよう、これまで以上に踏み込んだ消費者教育の推進に取り組んではどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

都築安全衛生課長

ただいま、栄養成分表示の消費者教育の推進について御質問いただいております。

栄養成分表示につきましては、食品を見ただけでは中に含まれているエネルギー量や食塩相当量などがどの程度含まれているか分からないことから、消費者が自身や家族の健康、栄養状態を考え、適切な消費選択をする目安の一つとなっております。

消費者が栄養成分表示を適切に読み取り、一人一人の特性やライフステージに合わせた食品を選択することが健全な食生活の実現につながるため、食生活改善のツールとして、例えば血圧が高い方は熱量であるとか食塩相当量であるとか、また血糖が高い方は熱量や炭水化物、食塩の量など、栄養成分表示が重要な役割を果たすことが期待されております。

そこで、栄養成分表示を正しく読み取るために必要な知識、理解を深め、活用を促すためには、効果的な普及啓発の必要があることから、現在、公益社団法人徳島県栄養士会と連携しまして、高校・大学等の若年者、また中・高年者、さらに高齢者のライフステージ別でのセミナーを開催し、栄養成分表示の理解促進に努めているところであります。

また、商業施設におきまして、栄養表示啓発キャンペーンの実施や栄養表示出張相談窓口の開設など、広く普及啓発を行っているところであります。

今後とも事業者の適正表示を支援するとともに、委員お話しのとおり、消費者自らが加工食品に義務付けられた栄養成分表示などを正しく理解し、自身の健康づくりに役立てるよう、積極的に栄養成分表示の消費者教育を進めてまいりたいと考えております。

元木委員

具体的な御答弁を頂きました。鳴門わかめの話にしましても、採れた場所によって、うまみですとか食感も違い、またリンや窒素の含有率なんかも変化があるんじゃないかなと思うわけでございます。是非、この栄養成分表示を具体化することで、より具体的な情報が消費者に伝わり、それが正しい消費行動に結び付くよう御期待申し上げる次第でございます。

この度の食品表示適正化基本計画が実効性のあるものとなるためには、消費者である県民との情報共有、生涯を通した学びの場の提供とともに、生産者や事業者との協力の下、効果的な対策が求められておりますので、よろしく対策をお願いいたします。

次に、グリーンウォッシュ対策についてお伺いさせていただきます。

先日、とくしま国際消費者フォーラム2022に参加し、多くの気づきを得ることができました。特に、発表者でありますエリス氏からは、持続可能な消費を妨げるグリーンウォッシュに直面する中、とりわけ25歳以下の若い世代とされるZ世代の人々がグリーンウォッシュを見分ける方法について、そしてまたロブ氏からはエシカルコンシューマーでグリーンウォッシュの特集をされている中、これからこういったグリーンウォッシュが台頭してくるかといったテーマについてのお話がありました。

このグリーンウォッシングというのは、御承知の方もおいでだと思いますけれども、自らの行動が環境に優しいというイメージを助長するために組織が用いる特定のメディア操作のことです。

消費者がこのグリーンウォッシングをかわしながら消費するための方策として、消費者向け持続可能性レーティング制度が紹介されました。このレーティングというのは、人権、環境、社会正義といった共通の価値に基づき、75の消費カテゴリーをAプラスからFまで13段階で評価を行うものであります。

全国初の消費者庁移転を実現し、エシカル消費を推進する本県といたしましても、消費者としての県民を守るため、こういった海外の取組を大いに参考にすべきではないかと考えます。

については、県内において流通している商品を提供している企業について、県独自の手法でレーティングを視野に入れたリサーチを行い、県民がより確かな視点で消費を行うことのできる環境づくりを進めてはどうか、御所見をお伺いします。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、県民が確かな視点で消費を行うことのできる環境づくりを進めてはどうかという御質問を頂きました。

環境に優しいとうたいながら実態が伴っていない商品やサービスについて、環境を意味するグリーンとごまかすという意味のホワイトウォッシュを掛けてグリーンウォッシュと呼ばれております。

近年、消費者の意識が高まり、価格のみを重視するのではなく、環境に良いものなど、エシカル消費に取り組みたいという人が増えてきており、企業側もそのようなニーズに応えるために環境に配慮した商品を開発しておりますが、一方でこの需要の高まりに応じてグリーンウォッシュと見られる商品やサービスが増えていく懸念が指摘されております。

欧米等においては、企業の調査やガイドライン作成、法改正などにより、グリーンウォッシュに係る消費者保護のための規制が強化されており、10月25日に開催いたしましたとくしま国際消費者フォーラムにおきましては、世界のエシカルトップリーダーをG20以来、3年ぶりに本県にお招きして、グリーンウォッシュの問題をはじめ、欧米等の最新情報について御教示を頂きました。

このフォーラムを通じまして、県民の皆様グリーンウォッシュなどの新たな気づきを得ていただいたと考えておりまして、グリーンウォッシュを見抜きつつ消費行動を行うためには、エシカル消費のより深い理解が必要であると改めて認識したところでございます。

県では、エシカル消費を県民の皆様により深く学んでいただくために、消費者大学校大学院にエシカル消費コースを開設するとともに、エシカル消費が学べるデジタル教材「OUR（阿波）エシカルタウンでSDGsを学ぼう！」を作成し、県ホームページに掲載しており、学校等において積極的に活用していただいているところでございます。

この度のとくしま国際消費者フォーラムにおける欧米等の有識者からのグリーンウォッシュ問題など、今後も県民の皆様の関心の高い課題について取り上げる機会を創出し、消費者が社会的課題に関心を持って、生活において人や社会環境に配慮した消費行動の実践を促し、持続可能な社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

元木委員

物流においては、近年グローバル化が進む中、世界中からいろいろな商品が出回って流通しておりまして、国内外において消費行動の見直しが求められていると感じておるところでございます。

こういう中で、ここはヨーロッパではなく日本、徳島でございますけれども、是非本県ならではのグリーンウォッシュ対策といいますか、徳島ならではのこの調査、そして対策をお願いしたいと思います。

次に、Z世代の消費者被害対策についても併せて伺いをさせていただきたいと思えます。

世界経済フォーラムのグローバルリスク報告書2022年版によりますと、深刻度から見た今後10年のグローバルリスクといたしまして、気候変動への適応の失敗、異常気象、生物多様性の喪失といった項目が上位を占め、環境面のリスクが高いことが明らかになったそうです。

イギリスの成人を対象としたアンケートによりますと、ウクライナ戦争以降、意識や行動を変えたことへの質問に対しまして、回答の多かったのは、自宅でもっと省エネに努めるですか、食品ロスを減らす、新しく買う服の数を減らすといった項目であったということでした。

特に、本県の未来志向型の消費者行政を考えていく上でも、Z世代の食生活の変化や学校教育の変化の影響を考慮することは重要な視点であります。

Z世代というのは、幼い頃から複数のSNSを使いこなし、世界中の様々な情報にアクセスし、多様性を当たり前のこととして受け入れ、自分らしさを尊重する傾向があるとされ、高価なブランドよりも自分が気に入ったものやオリジナリティに魅力を感じているそうです。また環境問題にも強い関心を持ち、自分の意見をSNSで発信する若者も多く存在します。

さらにこの世代は、情報収集はもちろん、買い物やゲーム、読書、勉強などを全てスマホで済ませてしまいまして、テレビ離れや活字離れなども指摘されている世代です。

消費行動については、コストパフォーマンスを重視する傾向が強く、商品を購入する際は十分納得してから購入するそうです。また無駄な出費を抑えて様々な体験ができるサブスクリプションサービスも好まれています。

消費には積極的ではないという一方で、自分が価値を感じたものにはとことん投資をする傾向があると言われております。

若者が受ける消費者トラブルというのも、SNSをきっかけとしたものなどの特徴が見られるため、若者の消費行動の傾向を踏まえた対応が求められます。

ついては、県として若者の消費行動の傾向を踏まえながら、Z世代の県民がグリーンウォッシュなどの消費者被害に陥らないための対策について、積極的に取り組んではどうかと考えますが、所見をお伺いします。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、Z世代の県民がグリーンウォッシュなどの消費者被害に陥らないための対策について御質問いただきました。

近年、テレビや新聞、雑誌、インターネットなどからの広告宣伝をはじめとする大量な情報にあふれており、自立した消費者として商品に関する情報源を確かめたり、情報の真偽や質を分析、評価できるような、情報を読み解く情報リテラシーを身に付け、情報をうのみにして誤った行動をとったり消費者被害に遭ったりすることがないように、批判的な思考を持って行動することが重要となっております。

諸説ございますが、一般的にZ世代とは1996年から2010年頃にかけて誕生した人たちとされ、Z世代という言葉自体はアメリカで生まれ、その前のX世代、Y世代と呼ばれた世代に続くものとして名付けられております。

10月25日に開催したとくしま国際消費者フォーラムにおいては、高校生、大学生による未来セッションを新たに実施するなど、様々なデジタルデバイスを使いこなすZ世代に向けた消費者教育をテーマの一つに置いたところでございます。

情報社会におきまして、情報リテラシーを身に付け適切な消費の選択をすることについては、高校の教科書にも取り上げられており、県が作成いたしました中学校向けの消費者教育教材においても、商品選択を行う際に様々な観点から多面的に比較する必要があることが学べる内容としております。

さらに、県では、消費者教育人材バンクを活用した情報リテラシーの専門家等による出前講座の実施や最新の消費者トラブル情報の高校、大学等へのタイムリーな発信に努めております。

今後とも、教育委員会等の関係機関と連携いたしまして、情報を読み解く力を身に付け、消費者被害に陥ることのない自立した消費者の育成に努めてまいりたいと考えております。

元木委員

県内の学校教育等にも力を入れて、独自の取組を進めていただいているというようなお話でございました。

県として、是非、Z世代の消費行動について一層調査を進めていただき、Z世代が快適に安心して県内で消費を行い、Z世代の県内定住を促すことができるよう、国に先んじた取組を進めていただくようお願いいたします。

最後に、グリーントランジションにおける消費者の選択を果たす役割等についてお伺いします。

とくしま国際消費者フォーラム2022において、グッドオンユース代表のゴードン・ルノフ

氏から、グリーントランジションにおける消費者の選択の果たす役割について講演がございました。

グリーントランジションというのは、気候ニュートラルに向けた公正かつ包括的な移行ということでもあります。グッドオンユースというのは、オーストラリアの非営利団体であるエシカル・コンシューマー・オーストラリアが運営するアプリのことで、2,200以上のファッションブランドのエシカル度を比較した上で自分の好きな服を選んで、そのまま購入することができるということでございます。同氏によりますと、消費者による選択は環境に影響を与える一方で、解決策を推進することもできるということでもございました。

I P C C、気候変動に関する政府間パネルによりますと、消費者側の対策によりまして、最終的には消費者側で温室効果ガス排出量の40から70パーセント削減が可能となるそうです。消費者側の対策には、社会・文化的及び行動上の変化、インフラストラクチャーや消費者側の省エネ対策、技術の変化が含まれるということでもございました。特に消費者の選択はますますオンラインで行われておりまして、コロナ禍はこれに拍車を掛けているように思われます。

グローバルデータによりますと、日本は中国、アメリカ、イギリスと並んで4大市場の一つとなっており、総務省の調査によりますと、日本のイーコマース市場は、今年6.9パーセント成長する見込みで、今年4月時点では日本の世帯の50パーセントが製品やサービスをオンラインで購入しており、特に旅行関係での変動が大きいということでもございます。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例においても、県民や事業者などに対し、環境負荷の低い商品の購入を呼び掛けております。

一方、デジタルデバイドの問題や流通、物流に関する問題とともに、消費者がメディアによる広告に影響されやすいなどの課題などもございます。

こういった課題を解決しながら、消費者の選択肢の中で、より環境に配慮した商品を選ぶことができるような政策も求められております。

つきましては、GX、DXを推進する本県といたしまして、グリーントランジションにおける消費者が果たす役割をどのように捉えているのか、また今後県民に対してどういった啓発や情報発信を行っていくのか、御所見をお伺いします。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、グリーントランジションにおける消費者の役割をどのように捉え、今後県民に対してどのような啓発を行っていくのかとの御質問を頂きました。

委員お話しのグリーントランジションについては、独立行政法人日本貿易振興機構、ジェトロが令和2年3月に発表いたしました海外事例紹介において、環境への配慮を意味するグリーンへの移行と紹介されております。

この度のとくしま国際消費者フォーラムにおいて、グリーントランジションの実現のためには、消費者の主体的な行動が不可欠であり、消費者がエシカル消費を自分事として捉え行動することの重要性が議論されたところでございます。

県では、持続可能な社会の実現に向けて、消費者一人一人が環境、人、社会、地域に配慮した消費行動であるエシカル消費の実践が不可欠であることから、とくしまエシカル消

費推進会議の設置やエシカル消費に取り組む事業者・団体に対する表彰制度、とくしまエシカルアワードなどの取組に加えまして、本年9月には新たに実際の消費の場であるスーパーマーケットと連携いたしまして、サッカー台、すなわち商品をマイバッグ等に入れる台でのポスター等の掲示による啓発でありますとか、ウェブ広告、テレビCM、テレビ番組での特集などのエシカル消費普及啓発一斉キャンペーンを実施したところでございます。

今後ともグリーントランジションの実現に向けて、エシカル消費に係る普及啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

とくしま国際消費者フォーラムというのも数回開催されまして、様々な方々がいろいろないい提言をなさっておられておると感じておるところでございます。

このフォーラムの成果が県の政策として具現化されますよう、もう一步踏み込んだ取組を御期待申し上げまして、質問を終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第16号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時40分）